

質問第二二三号

中東紛争、国際人道法、ジェノサイド条約に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年六月二十一日

水野素子

参議院議長 尾辻秀久 殿

中東紛争、国際人道法、ジェノサイド条約に関する質問主意書

一 ガザにおけるイスラエルの反撃は病院をはじめ文民への無差別攻撃を繰り返し多大な犠牲を生んでいる。令和六年二月十四日の外交・安全保障に関する調査会で松井芳郎教授は、「日常的な報道で事実関係の確認ができないというふうなものでは決していない」「必要性と均衡性を踏み外している」「国際人道法の基本原則にも違反しているという限りにおいては、やはりイスラエルの行為は強い非難に値する」と断じた。上川大臣は、令和六年三月十二日の外交防衛委員会での私への答弁で、「事実関係を十分に把握することが現状困難である」として、確定的な法的評価を行うことは差し控えるとしたが、今も同様の見解が示されたい。今も同様の見解であるならば、海外の最新情報を収集すべき外務省の自己否定ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 イスラエルの攻撃はジェノサイドとも批判されているが、なぜ人道外交を標榜する日本政府は既に百五十三カ国が批准・締約しているジェノサイド条約を批准しないのか。批准できない「日本固有の理由」は何が示されたい。

右質問する。